

中野区男女共同参画基本計画 現計画 体系図

中野区男女平等基本条例第2条に規定する基本理念

(1)すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること。

(2)社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、男女の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。

(3)男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。

(4)男女が、相互の協力と社会の支援のもとに子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動を両立すること。

《基本理念》

「誰もが自分らしい暮らし方を選択し、様々な分野に参画し活躍して、健康で安全・安心に生活することができる社会」の実現

《将来像》

1
【仕事と生活】
～自分らしい生き方と働き方～

性別に関わりなく、誰もが家庭や職場等において自らの意思で個性や能力を発揮することで、自分らしいライフスタイルを選択し暮らしている。

2
【地域社会のあり方】
～男女がともに参画する地域社会～

男女共同参画に関する理解が進んだ「全員参加型社会」において、誰もが地域社会のあらゆる分野に参画し暮らしている。

3
【安全・安心な暮らし】
～人権が守られる安全・安心な暮らし～

誰もが互いの人権を尊重し、あらゆる暴力や差別を受けることなく、心身ともに健康で安全・安心に暮らしている。

《施策の方向性》

①
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発と働き方改革

②
職場における女性活躍推進
【中野区女性活躍推進計画】

③
あらゆる分野における女性のライフスタイル 選択支援
【中野区女性活躍推進計画】

①
地域社会や学校等における男女平等の推進

②
男女共同参画・全員参加型社会への理解促進

①
配偶者等からの暴力(DV)、デートDVの根絶
【中野区DV防止基本計画】

②
女性に対する犯罪の根絶(安全な暮らし)

③
女性の就労・自立支援(安心な暮らし)

④
人権、多様性の尊重と心と体の健康支援